

低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の設置位置のずれについて

低レベル放射性廃棄物搬出検査装置\*のうち、放射能・重量測定装置の使用前動作確認において、校正用ドラム缶による放射能測定結果が判定基準を逸脱する事象が確認されました。

原因は、「放射能・重量測定装置」の定期点検の際に、検出器を正規取付位置からずれて設置したことによるものと推定しております。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

\* 外観検査装置、表面汚染密度・線量当量率測定装置、放射能・重量測定装置、一軸圧縮強度測定装置等で構成

放射能・重量測定装置のイメージ

